

第10回外部有識者会議 議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時: 2006 年 6 月 21 日 (10:00 ~ 12:00)
2. 場 所: (株)整理回収機構 大手町本部
3. 出席者:

外部有識者会議委員 (五十音順)

井上裕之

片田哲也

成田正路

松下淳一

吉岡睦子

(株)整理回収機構からの出席者

社長	奥野善彦
----	------

副社長	志田康雄
-----	------

専務取締役	福田博志
-------	------

専務取締役	緒方右武
-------	------

専務取締役	橋本 聡
-------	------

専務取締役	富高正信
-------	------

常勤監査役	重成 侃
-------	------

常勤監査役	藤田重則
-------	------

常務執行役員	山川隆久
--------	------

業務企画部長	高橋信裕
--------	------

預金保険機構からの出席者

理事	長島 裕
----	------

総務部次長	郷 佳也
-------	------

. 第9回会議議事録 承認

. RCC の今後のあり方について

対外公表文「今後の業務運営のあり方について」

- ・内容及び取組状況について

. 外部有識者会議のとりまとめについて

- ・外部有識者会議とりまとめ(案)について

. 委員からの発言

RCC から今回のテーマ(「RCC の今後のあり方について」)について説明した後に、以下のような意見や質疑応答があった。

● 今後の業務運営のあり方について

(RCC) 平成 16 年 12 月 24 日に金融庁より公表された「金融改革プログラム」において、「中小企業等の集中的再生に向けた RCC の再生機能の見直し及び保有債権の流動化の促進」が謳われたことを踏まえ、RCC においては、企業再生業務及び保有債権の流動化について、より一層効率的な業務運営に取り組んでいくこととするという主旨の「今後の業務運営のあり方について」を平成 17 年 4 月 6 日に発表した。

まず、企業再生業務については、平成 13 年 6 月 26 日付のいわゆる「骨太の方針」等を受け、企業再生本部を設置(平成 13 年 11 月)し、企業再生業務に注力してきたが、再生機能の見直しにより、今後は、地域金融機関の要請を受けて、

- (1) 調整機能
- (2) 法的再生
- (3) 特定業種
- (4) 地域への再生ノウハウの積極的還元

といったような分野においてその再生機能を発揮することとした。

次に、保有債権の流動化への対応については、平成 14 年 10 月 30 日付の「金融再生プログラム」を踏まえ、平成 14 年 12 月 20 日に公表した「保有債権の流動化・証券化についての基本的な考え方」に基づき、数値目標を設定した上で引き続き、保有する債権の流動化及び回収について、着実な実施を図ることとするという内容で、それぞれ計数面でのフォローアップを行っている。

また、上記「今後の業務運営のあり方について」を社内で具現化するため、

- (1) 保有延滞債権の整理計画
- (2) 組織の統廃合
- (3) 業務経費の縮減
- (4) 企業再生業務への対応

を内容とした平成 17 年度～19 年度に亘る 3 年間の『中期業務計画』を策定・実行している。

- (委員) 企業再生業務への対応の中の、政府系金融機関や中小企業再生支援協議会、地域金融機関等との業務委託契約とはどのような形態か。
- (RCC) 再生業務 1 件毎に結ぶ個別契約ではなく、守秘義務を約する包括的な基本契約である。
- (委員) 調整機能の発揮では、RCC が債権者でなければ中立的な立場ということで対応し易いかもしれないが、RCC も一債権者ということだと他行との調整が難しいという問題はないか。
- (RCC) RCC が債権者であるか否かに関わらず、回収の極大化を図るにはどうすれば良いかということが根底にあるので、他の債権者の理解は得られる。
- RCC がリーダーシップをとり、率先して対応することもあり、RCC の関与自体が喜ばれる傾向があるし、RCC がスキーム上関与することによる税制上のメリットがある場合もある。
- (委員) 再生というのは回収の先送りという側面もあると思うが、再生と回収との関係は如何。
- (RCC) 再生のためには、債務者にきちんとした事業計画等を作らせ、どの位弁済

ができるのかということを検証しており、今、担保処分等により回収するよりも事業を継続させ再生させる方が、結果的により多く回収できると判断される場合に再生を行う。

債権者として法的再生を行う場合、大阪地裁では経営者を排除する管理型の再生を取扱うが、東京地裁では取扱わないというような傾向があり対応に苦慮している面もある。

(委員) 地裁により対応が異なるというのは耳にしたことがあり、RCCのご苦労が伺われる。是正に向けRCCも是非裁判所に申し入れを行って頂きたい。

(委員) リレバン対応というのは、RCCが債権を買取る形で再生を図るのか。従来は、RCCに債権を買取られたらもう終わりだ、というような悪い評判が立っていたようなこともあったようだが。

(RCC) RCCの再生機能を、できるだけ地域金融機関の方々に理解して頂き、利用してもらうよう、組織的に対応して行こうということで「リレバン対応室」を設置している。不良債権の組織的処理ということについて当初はメガバンク主体であったが、地域金融機関は体力的にも、一挙に処理するというのは困難な面もあるので、情報の提供等を行いながら、場合によっては案件毎に相談にのっている。信託機能を利用し、一時的に買取り、その後地方金融機関がリファイナンスを行う場合もある。

RCCの再生は、金融債権者間の合意に基づくものが主となっているので、ほとんどの場合、その他の債権者である取引先の保護ができています。

(委員) 保有延滞債権の縮減の中の、バルク売却とはどのような形式か。

(RCC) 一定ロットにまとめたものに対し、民間のサービサーが入札するという形式であり、平成17年度は71プールを実施した。

(委員) 債権売却以外の整理の方法としてはどのようなものがあるのか。

(RCC) 保証人を含めた財産等も調べ尽したが、回収の見込みが立たないような場合は、償却するケースも多い。

(委員) 償却等を行う場合は、他の債権者とも意見調整を行うのか。また、他の債権者は納得するのか。

(RCC) 特に調整を行うことはないので、他の債権者が納得しているか否かは関知していないが、償却基準に則って、債務者や保証人の弁済能力を検討し判断している。

以 上
